

(見本)

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成22年 7月31日

被保険者番号 01234567

住 所 金沢市幸町1番1号

氏 名 広域 太郎

生 年 月 日 昭和 5年 1月 1日 性別 男

資格取得 平成 20年 4月 1日

発効 平成 21年 8月 1日

交付 平成 21年 8月 1日

一部負担 割合 X割

被保険者番号 39172010

被 保 険 者 名 石川県後期高齢者医療広域連合

被保険者の皆さんに届く保険証です

長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)

へ加入している皆さんへ

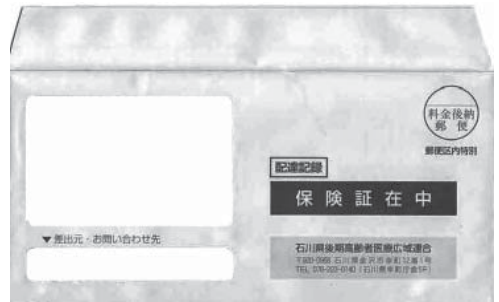
平成21年8月1日からお使いください。
 現在お持ちの保険証は、平成21年7月31日までの有効期限となっていて、8月1日から使用することができませんので、廃棄してください。

医療機関での窓口負担割合（1割・3割）は、毎年8月1日に前年中の所得をもとに計算しています。

※被保険者証のカバーが必要な人は志賀町住民課、または富来支所総合窓口までお越しください。

長寿医療制度の平成21年度の新しい保険証は、7月中旬から簡易書留で送付します。

1 【新しい保険証が届きます】



この封筒で保険証がお手元に届きます。

2 【平成21年度の保険料額をお知らせする決定通知書が届きます】

平成20年中の所得をもとに、1年間の確定保険料を計算し、7月中にすべての被保険者にお知らせします。

保険料の支払方法は、年金天引き、または自主納付のいずれかです。

◆納付方法が特別徴収（年金天引）となった人
 支給されている年金から天引きにより保険料をお支払いいただきます。ただし、申請すれば口座振替による納付方法に変更することができます。（これまでの納付状況により、変更が認められない場合があります）

◆納付方法が普通徴収（自主納付）となった人

納付書（下図）、または口座振替で納付してください。口座振替による納付を希望する人は申し込みが必要です。

3 【限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について】

世帯員全員が住民税非課税の場合は、入院したときの自己負担限度額や食事代などが軽減されます。

必要なのは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、志賀町住民課、または富来支所総合窓口まで申し出てください。

※現在お持ちで無い場合は手続きが必要です。

※現在お持ちの人で、8月以降も認定要件にあてはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証を送付します（再度の手続きは必要ありません）。

【お問い合わせ先】

志賀町住民課 後期高齢者医療担当
 ☎ 32・9121（直通）

町内IP 8・32・9121
 石川県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 076・223・0140（代表）

特定健診結果説明会を行います。

志賀町国民健康保険

40～74歳の人へ

今年度から国民健康保険被保険者で、6・7月に特定健康診査を受けた人（集団健診を受けた人）に説明会で健診結果を渡します。説明会では健康診査結果の見方を説明します。健診結果が示すデータから自分の身体の状態を理解し、生活習慣を見直すきっかけになることを目的としています。

（町内の医療機関で受診した人は、各医療機関で健診結果の説明を受けてください）

＊説明会は下記日程で実施します（受診時に予約した日時に来てください）

●内容

- ＊健診結果の見方について
- ＊正常な検査の値はいくつ？
- ＊あなたの血管の傷み具合は？
- ＊健診データと生活習慣の関係／食事と運動
- 持ち物 筆記用具、眼鏡（必要の人）

●事前に予約が必要です

日 程	対 象 地 区	会 場
7月21日(火)	加茂地区	加茂公民館
7月22日(水)	下甘田地区	下甘田公民館
7月23日(木)	稗造地区	稗造コミュニティセンター
7月24日(金)	徳田・館開・火打谷	土田公民館
7月25日(土)	矢田・印内・代田・仏木・谷屋・栗山・牧山・新林	土田公民館
7月27日(月)	熊野地区	熊野多目的集会施設
7月28日(火)	西海地区	西海高齢者活性化センター
7月29日(水)		
7月30日(木)	上熊野地区	上熊野公民館
7月31日(金)	東増穂地区	東増穂コミュニティセンター
8月2日(日)		
8月3日(月)	中甘田地区	中甘田公民館
8月4日(火)	福浦港地区	福浦みなと会館
8月5日(水)	志加浦地区	志加浦公民館
8月6日(木)	末吉・神代・矢蔵谷・志賀の郷・猪の谷・ロイヤルシティ	役場大ホール
8月7日(金)	高浜町1～9区	役場大ホール
8月8日(土)	高浜町10～11区・旭ヶ丘・東旭・はまなす・新大念寺・あすなろ	役場大ホール
8月10日(月)	堀松・梨谷小山・北吉田・清水今江・出雲	堀松公民館
8月11日(火)	酒見・栢木・稲敷・香能	酒見構造改善センター
8月17日(月)	鹿頭・赤崎・小窪	西浦コミュニティセンター
8月18日(火)	笹波・前浜	笹波集会所
8月19日(水)	富来地頭町	富来活性化センター
8月21日(金)	日曜健診対象	役場大ホール
8月25日(火)	富来領家町	富来活性化センター
8月27日(木)	富来高田・富来七海・富来生神・富来牛下・日曜健診受診者対象	富来活性化センター

腹メタボ ワンポイント
アドバイス!!

満腹になる量を食べても、すぐに満腹感は得られません。それは脳が満腹と感知するには15分ほどかかるからです。

早食いだと食欲にブレーキがかかる前に、食べすぎてしまう恐れがあるので、よく噛み、時間をかけて食べる習慣を身につけましょう。

【お問い合わせ先】

住民課 国保担当

☎ 32・9121

町内IP8・32・9121

国民年金保険料の納付が困難な場合は 「保険料の免除制度」があります

国民年金保険料（平成 21 年度：月額 14,660 円）のお支払が、経済的に困難な場合は、「保険料の全額免除制度」又は「一部納付制度」をご利用ください。（ただし、所得審査のため税務申告をしている必要があります。）

所得による免除の基準

免除の種類	免除の所得基準額	月額保険料
全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$	0円
4分の3免除	$78 \text{ 万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円}) + \text{社会保険料控除等}$	3,670円
半額免除	$118 \text{ 万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円}) + \text{社会保険料控除等}$	7,330円
4分の1免除	$158 \text{ 万円} + (\text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円}) + \text{社会保険料控除等}$	11,000円

※基礎控除額 38 万円は、次の扶養親族について各金額に読み替えて計算します。

●老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 48 万円 ●特定扶養親族 63 万円

※所得基準を超えていても、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由で免除が承認されることがあります。

● 免除の承認期間

免除の承認期間は、7月から翌年の6月までです。申請が遅れた場合でも7月まで遡って認められます。平成 20 年度の申請は平成 21 年 7 月 31 日まで、平成 21 年度の申請は平成 21 年 7 月 1 日から受付となります。

● 全額免除の継続申請について

保険料の全額免除(失業や天災等を理由とした場合を除く)が承認された方で、申請時に申請された場合、翌年度以降もあらためて申請を行わなくても、継続申請があったものとして自動的に審査されます。

● 一部納付制度の継続申請について

一部納付制度(一部免除)の承認を受けている方で、引き続き7月からも申請を希望される方は、新たに免除の申請が必要です。

●申請は町の国民年金窓口まで

退職された方で免除を希望する方は

免除は前年の所得を基準に承認されますが、免除基準を超えている場合でも失業等の事由により、保険料の納付が困難なときは特例の承認が受けられます。

申請には以下の書類のいずれかが必要です。

- 雇用保険受給資格者証
- 雇用保険被保険者離職票
- 離職者支援資金の貸付決定通知書
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- 上記書類に準ずる公的機関の証明

● 法定免除の対象者とは

●生活保護法等による生活扶助を受けている人
●障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)の受給者
上記の方は、その期間の保険料の全額が自動的に免除されますので届出を行ってください。

◆国民年金に関するお問合せ・相談は

七尾社会保険事務所 (0767-53-6511) 又は役場国民年金係 (0767-32-9121) へ

国民健康保険税とは

国民健康保険に加入している人（被保険者）は、市町村が行う国民健康保険に要する費用（医療機関などへの支払い、後期高齢者医療制度を支援するための費用および介護制度に要するための費用）を、国民健康保険税として納めていただくこととなります。

国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、医療費に充てられる医療分と、長寿医療（後期高齢者医療）制度を支援する後期高齢者支援分の合計額によって課税されます。その計算方法として、被保険者の収入・所得などから算定される所得割（表中①）、所有する資産から算定される資産割（表中②）、被保険者の人数による均等割（表中③）、加入する世帯ごとの平等割（表中④）の合計が国保税額となります。

また、加入者のうち、40歳から64歳の人、別途、介護分が加算されます。

区分	医療分		後期高齢者支援分	介護分	
	志賀地域	富来地域	志賀町	志賀地域	富来地域
対象地域	0歳以上75歳未満		0歳以上75歳未満	40歳以上65歳未満	
負担年齢	0歳以上75歳未満		0歳以上75歳未満	40歳以上65歳未満	
所得割① (所得に対する率)	5.50%	6.90%	1.70%	0.66%	0.56%
資産割② (固定資産税に対する率)	32%	45%	4.50%	5%	4.70%
均等割③ (加入者当たりの額)	25,000円	30,000円	6,200円	6,100円	5,500円
平等割④ (世帯数当たりの額)	30,000円	35,000円	7,200円	4,000円	3,300円
課税限度額	470,000円		120,000円	100,000円	

※今年度、制度改正により介護分の課税限度額が1万円引き上げられ、10万円となっています。

今月は第1期の納期

7月は、平成21年度第1期の納期です。
(納税通知書は7月中旬の発送を予定しています。)

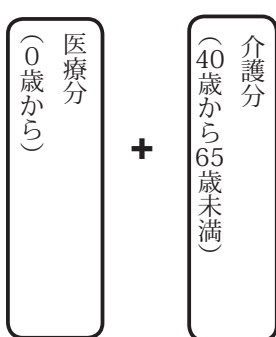
国保税の年金からの特別徴収
(引き落とし)

国保の被保険者が65歳以上で75歳未満のみの世帯については、世帯主の年金から特別徴収(引き落とし)により納めていただくこととなります。
(昨年10月から実施)

国保税のお支払い

年金特別徴収者以外の人は、7月から来年の3月までの計9回を口座振替か窓口納付により納めていただくこととなります。

平成19年度までの国保税



納税の義務は世帯主

国保税は国保加入者が属する世帯の世帯主に課税されます。

※世帯主が国保加入者でなくても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主本人が納税義務を負うこととなります。

低所得者に対する減額制度

世帯主と国保加入者の前年中の所得が一定額以下の場合、減額措置(均等割と平等割の一定額が減額される)が適用されます。
(7割軽減・5割軽減・2割軽減)

【お問い合わせ先】

●国保制度に関することは

住民課 国保・年金担当まで

●国保税に関することは

税務課 国保税担当まで

現行の国保税(平成20年度)

